

平成 27 年度長野県教科用図書選定審議会への諮問について(案)

教学指導課

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条の規定により、下記事項を教科用図書選定審議会に諮問するものとする。

記

- 1 中学校(特別支援学校中学部を含む)用教科用図書の採択基準，特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級用教科用図書として使用する一般図書の採択基準について
- 2 中学校(特別支援学校中学部を含む)用教科用図書の選定に必要な資料，特別支援学校小・中学部及び小・中学校特別支援学級用教科用図書として使用する一般図書の選定に必要な資料について
- 3 県立中学校並びに県立特別支援学校小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択について